

**必ずお読みください** ※本紙は確認用です。提出は不要です。

## 放課後児童クラブ申込確認表

(保護者用)

<p>確認欄</p> <input type="checkbox"/>	<p>希望のクラブは公設の放課後児童クラブ（各小学校内の放課後児童クラブ）ですか？</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・民間の放課後児童クラブをご希望の方は、各運営団体に直接お申し込みください。</li><li>・授業のある日は公設クラブを利用し、夏休み等の長期休業中に民間クラブを利用する場合は、それぞれ申込みが必要です。ただし、<u>公設の通年と民間の通年など、重複する申込みはできません。</u></li></ul>
<input type="checkbox"/>	<p>送迎の時間はご確認いただきましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公設放課後児童クラブ・・・必ず<u>午後6時までに</u>各クラブへお迎えをお願いします。</li></ul> <p>⇒就業時間等の都合で上記の時間に間に合わない方は、開所時間の長い民間クラブへの申込みを検討してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>ご希望の利用形態（期間）を申込書にて選択いただきましたか？</p> <p>⇒申込書において、「通年通所」または「長期休業中のみ通所」の<u>どちらか</u>を選択いただき、<input checked="" type="checkbox"/>をつけてください。<u>通年通所の方は、在籍されている間、原則として出席日数に関わらず保護者負担金が必要です。</u>あらかじめご了承ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>土曜クラブのご利用はありますか？</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>土曜クラブは、通年通所の方のみ利用可能</u>です。長期休業中のみ通所の方は利用できません。また、土曜クラブのみを利用することはできません。</li><li>・土曜クラブの利用は、児童と同じ世帯の家族全員が就労等により土曜日に児童をみることができない場合に限りです。 ※「就労証明書」で勤務日を確認させていただきます。</li><li>・土曜クラブを利用される場合、保護者負担金が増額（児童1人当たり+3,000円）となります。</li><li>・土曜クラブに限り、ひと月単位で利用されない場合は変更届を提出のうえ、休所することができます。（休所された月は土曜クラブ分の保護者負担金はかかりません。）</li><li>・土曜クラブの開設場所は長浜北小学校内（開所時間午前7時30分～午後6時）の1か所のみです。</li><li>・土曜クラブは保護者の方が児童の送迎をしてください。</li></ul>
<input type="checkbox"/>	<p>通所希望児童の家族の状況は、児童本人と同一世帯の家族全員をご記入いただきましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申込み時点での状況を記入してください。家族欄が足りない場合は、申込書を2枚ご使用ください。2枚目は家族欄のみを記入してください。</li><li>・<u>新1年生の児童は、現在通園している保育園、幼稚園または認定こども園名を記入してください。</u></li></ul>
<input type="checkbox"/>	<p>就労証明書をご用意いただきましたか？（間に合わない場合は、申出書を提出してください）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・就労証明書は、65歳未満（昭和34年4月2日以降生まれ）の就労者おひとりにつき1枚必要です。 【例】児童と同一世帯で、就労している家族：父・母・姉（23歳）・叔母・祖母（64歳） ⇒<u>おひとり1枚ずつ、計5枚ご準備ください。</u></li><li>・世帯分離されている方については、児童の父母を除き、就労証明書は不要です。 ※児童の父母は児童と別居であっても、就労証明書が必要です。</li><li>・就労証明書、診断書、介護・看護申立書は保育園、幼稚園及び認定こども園の入所申込み用のものと共通様式です。園の入所申込みに提出されるもののコピー（令和5年9月1日以降に発行されたもの）をご提出いただいても結構です。<u>ただし、上記以外の様式は共通ではありません。</u></li></ul>

裏面もご確認ください。

<input type="checkbox"/>	<p>以下に該当する方は、就労証明書に添付書類が必要です！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労形態が「自営業主（個人事業主）」に該当する場合 ⇒確定申告書、営業許可証、開業届の写し等の添付が必要です。</li> <li>・就労形態が「自営業専従者」や「家族従業者」に該当する場合 ⇒<u>自営業中心者の確定申告書の写し等、”専従者であることが分かる書類”</u>の添付が必要です。</li> </ul> <p>上記の添付書類が不足している場合、ご提出いただけるまでは審査保留となりますのでご了承ください。</p>			
<input type="checkbox"/>	<p>児童と同一世帯の家族に、病気や介護などにより放課後にお子さまをみることができない方はおられますか？</p> <p>⇒おられる場合は、<b>申出書</b>を提出してください。病気や介護の場合は合わせて診断書または介護・看護申立書を提出してください。（園の入所申込み提出されるもののコピーでも可です。）</p> <table border="1" data-bbox="236 674 1528 1167"> <tr> <td data-bbox="236 674 1528 846"> <p><b>ご病気・ケガのため家庭で子どもをみることができない場合</b></p> <p>⇒「<b>診断書</b>」について、入院・通院等されている医療機関に診断内容の記入を依頼していただき、提出してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 846 1528 1019"> <p><b>介護・看護のため家庭で子どもをみることができない場合</b></p> <p>⇒「<b>介護・看護申立書</b>」について必要事項をご記入のうえ、提出してください。 また、申立内容を確認できる書類をあわせて提出してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1019 1528 1167"> <p><b>産前・産後期間中にクラブの利用を希望される場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用になれる期間は、<u>出産予定日の3か月前の月から、出産日の6か月後の月まで</u>です。</li> </ul> <p>⇒母子手帳の写し（表紙および出産予定日記載のページ）を提出してください。</p> </td> </tr> </table>	<p><b>ご病気・ケガのため家庭で子どもをみることができない場合</b></p> <p>⇒「<b>診断書</b>」について、入院・通院等されている医療機関に診断内容の記入を依頼していただき、提出してください。</p>	<p><b>介護・看護のため家庭で子どもをみることができない場合</b></p> <p>⇒「<b>介護・看護申立書</b>」について必要事項をご記入のうえ、提出してください。 また、申立内容を確認できる書類をあわせて提出してください。</p>	<p><b>産前・産後期間中にクラブの利用を希望される場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用になれる期間は、<u>出産予定日の3か月前の月から、出産日の6か月後の月まで</u>です。</li> </ul> <p>⇒母子手帳の写し（表紙および出産予定日記載のページ）を提出してください。</p>
<p><b>ご病気・ケガのため家庭で子どもをみることができない場合</b></p> <p>⇒「<b>診断書</b>」について、入院・通院等されている医療機関に診断内容の記入を依頼していただき、提出してください。</p>				
<p><b>介護・看護のため家庭で子どもをみることができない場合</b></p> <p>⇒「<b>介護・看護申立書</b>」について必要事項をご記入のうえ、提出してください。 また、申立内容を確認できる書類をあわせて提出してください。</p>				
<p><b>産前・産後期間中にクラブの利用を希望される場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用になれる期間は、<u>出産予定日の3か月前の月から、出産日の6か月後の月まで</u>です。</li> </ul> <p>⇒母子手帳の写し（表紙および出産予定日記載のページ）を提出してください。</p>				
<input type="checkbox"/>	<p><b>通所申込書・同意書に必要事項を記入いただきましたか？</b></p> <p>⇒通所申込書（記入例）・同意書（記入例）を参考に、記入内容の確認をお願いします。</p>			
<input type="checkbox"/>	<p><b>通所申込書は、申込みされる児童の人数分ご用意いただきましたか？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込みされる児童が2名以上おられる場合は、申込書を児童1名につき1枚ずつ提出してください。</li> <li>・申込書類はこども家庭支援課、北部合同庁舎くらし窓口課、各支所および各クラブにあります。</li> <li>・市HPからも必要書類がダウンロードできます。「放課後児童クラブに関する申請書 長浜市役所」で検索してください。</li> </ul>			
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度以前の保護者負担金を滞納されている方は入所できません。早急にお支払いください。</li> <li>・申込者が多数の場合は、受付期間内の申込みであっても待機となる場合があります。ご了承ください。</li> </ul>			
<input type="checkbox"/>	<p><b>上記の内容をすべてご確認いただけましたか？</b></p> <p>⇒確認漏れがないか、再度ご確認ください。</p>			

その他書類の提出にあたりご不明な点がございましたら、こども家庭支援課（65-6514）までお気軽にお問合せください。